

# ローズカード 会員規約

会員規約をよくお読みいただいたうえで、  
カードをご利用ください。

いよてつ  Takashimaya

# ローズカード会員規約

## 第1章〈一般条項ならびに一括払いショッピングに関する事項〉

### 第1条（会員）

1. 本会員とは、本規約を承認のうえローズカード（以下、「カード」といいます）所定の入会申込書により、伊予鉄高島屋（以下、「当社」といいます）と提携信販会社である株式会社日専連えひめ（以下、「甲」といいます）にお申込みをされ、入会審査にて当社および甲が適格と認めた方をいいます。
2. 家族会員とは、本会員がカード利用代金の支払、その他当社および甲との契約に関する一切の責任を引き受けることを承認し、本会員と生計を同一にする同居の配偶者・お子様（高校生を除く18歳以上）・ご両親で、当社および甲が認めた方をいいます。なお、家族会員は自己名義のカード管理上の責任に基づく債務について責任を負うものとし、
3. 本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当該家族会員も会員資格を喪失するものとします。
4. 家族会員は家族会員に発行したカード（以下、「家族カード」といいます）の利用内容・利用状況について、本会員に通知することを予め承諾するものとします。
5. 本会員は家族会員に対し、本規約の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことにより生じた損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む）について家族会員と連帯して賠償の責を負うものとします。
6. 本会員と家族会員を合わせて「会員」といいます。

### 第2条（カードの利用範囲）

カードが利用できる範囲は、当社および高島屋グループ、伊予鉄グループ等でのショッピングとし、取扱いおよび会員への請求は下記のとおりとします。

1. 当社は、当社と高島屋グループでのショッピング1回払いに限る。
2. 甲は、当社でのショッピングに係る分割払い等（ボーナス一括・ボーナス二括払い含む）とキャッシングサービス（リボ払い限定）ならびに伊予鉄グループ等での各ご利用分（第2章第3節）の1回払いに限る。

### 第3条（カードの貸与および有効期限）

1. カードは当社が発行し所有権を有するもので、当社は会員本人に対しカードを貸与します。
2. カードのご利用代金のお支払い方法は、「預金口座振替」といたします。カードは、「預金口座振替」の諸手続が完了された方に発行するものとします。
3. 当社は、本会員および家族会員の各1名につき1枚のカードを発行し、貸与します。会員はカードを貸与されたときは直ちにカード裏面の署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを保管・使用するものとします。会員が当社から複数のカードを貸与されている場合は1枚に整理するものとします。
4. 会員がカード受領後、本規約を承認されない場合はカードを切断のうえ当社に返還するものとします。ただし、会員がカードを利用された場合、本規約が承認されたものとみなします。
5. カードは、会員本人のみが利用できます。カードの所有権は当社に属しますので他人に貸与・譲渡・質入・占有移転したり、担保提供等することは一切できません。また、会員が現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を利用することはできません。
6. 前項に違反してカードが利用された場合、その利用代金の支払は会員の責任となります。
7. カードの有効期限は当社が指定するものとし、カード表面に表示した月の末日までとします。有効期限の1ヶ月前までに退会の申し出がなく、当社および甲が認めた場合はカードを更新するものとし、当社所定の時期に新しいカードを発行し、貸与します。なお、更新カードが届いた場合、自らの責任で旧カードを切断・破棄するものとします。
8. 有効期限内にカードの利用がないときは、通知なくカードの更新を行わないことができるものとします。

### 第4条（商品の所有権）

会員が購入された商品の所有権は、そのお支払いが完了するまで当社および甲にあるものとします。

## 第5条（年会費）

1. 会員は、当社に対し毎年所定の年会費を支払うものとします。なお、支払済みの年会費は会員の退会または会員資格の取消しがなされた場合においてもお返しいたしません。
2. 家族会員の年会費は、本会員の年会費と同時に徴収するものとします。
3. 会員は、入会初年度に限り、年会費無料の特典を受けることができます。ただし、会員が退会后、再度入会する場合はこの特典は受けられません。

## 第6条（暗証番号）

1. 会員は入会申込時に暗証番号を当社および甲に届け出るものとします。
2. お届けいただく暗証番号は、生年月日・電話番号・自宅の番地・ゾロ目等他人に容易に推測される番号を避け、ご本人以外の方に知られないよう会員は、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 当社および甲がカード利用の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認してサービスを提供したときは、カードの偽造、変造、盗用その他の事故があっても、会員に対しサービスを提供したものとみなし、会員は、そのために生ずる一切の債務について支払の責任を負うものとします。
4. 会員は当社および甲所定の変更申請書類で暗証番号を変更することができます。

## 第7条（本人確認）

会員およびカードの利用を申し込まれた方（以下、「会員等」といいます）は、申込時当社が、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認を行うため、会員の氏名、生年月日、住所に関し運転免許証等の公的資料、またはその写しの提示提出を求めたときは、これに応じるものとし、内容の確認および記録、または写しを入手することに同意するものとします。

また、入会後であっても当社および甲が本人確認を再度必要とした場合も同様とします。もし、当社および甲からの求めにご協力いただけない場合、または、本人確認が当社および甲所定の期間に完了しない場合は、入会をお断りしたり、当社および甲の本契約上の義務の履行に応じかねることがあります。

## 第8条（業務委託）

1. 会員等は、当社が甲に対して、次の業務を委託することに同意するものとします。
  - (1) カード入会申込みの受付および申し込み記載内容の確認。
  - (2) カードの入会および利用に関する問合せの取り次ぎに係わる業務。
  - (3) カード入会の承認、会員資格の審査に係わる業務。
  - (4) カード発行後の会員管理業務。
  - (5) 本条当該業務における情報処理、電算機処理、請求処理に付随する業務。
  - (6) その他カードに係わる業務のうち当社が指定したもの。
2. 当社の業務委託先は下記のとおりです。なお委託先の追加、変更がある場合は別途ご案内いたします。  
株式会社日専連えひめ  
〒790-0004 松山市大街道1丁目1-8 電話 089-921-1000
3. 会員は、当社および甲の指定する債権回収会社（本規約第47条4項に記載する会社）に対してカード利用に関する債権回収業務を委託する必要があることを、予め承諾するものとします。

## 第9条（利用可能枠）

1. カードの利用可能枠は家族会員の利用を含んで、当社および甲が審査し決定した額とします。
2. 会員は当社および甲が認めた場合を除き前項の利用可能枠を超えてカードを利用できません。会員が、利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、利用可能額を超えた金額を一括してすみやかにお支払いいただきます。
3. 本条に定める利用可能額は、会員の信用状態が悪化したと認められ、当社および甲が必要と認めた場合には、特段の通知をせず減額できるものとします。
4. 本条に定める利用可能額は、会員のカード利用状況等、当社および甲が適当と認めた場合には、特段の通知をせず増額できるものとします。ただし会員からの異議の申し出がある場合を除きます。
5. 高額商品をお買上げの際は、即時お持ち帰りできない場合があります。
6. カード利用に際し、本規約に違反またはそのおそれがある場合、その他カードご利用に不審な点がある場合には、ご利用をお断りする場合があります。
7. 利用可能枠には消費税を含むものとし、また未決済のご利用残高が

ある場合には、その累計利用残高を含むものとします。

#### 第10条（ご利用代金の支払い）

1. 当社はご利用代金について毎月15日に締切り、1カ月間のご利用合計金額をもってご請求（以下、消費税を含めて「請求金額」といいます）いたします。
2. 会員は前項の請求金額を一括して、当社所定のお支払日（お支払日が金融機関の休日の場合は翌営業日）に、金融機関の預金口座からの口座振替にてお支払いください。
3. 当社は毎月のご請求金額をご利用明細書として毎月22日頃お届け住所宛に普通郵便で発送いたします。お支払額にご不明な点がある場合にはその月の末日までにご連絡ください。ご連絡のない場合には当該ご請求金額をご承認いただいたものとみなします。
4. 会員が正当な理由なしに支払い遅滞を発生させた場合は、会員の資格を喪失します。
5. 資金残高不足等によって請求金額のご入金をいただけなかった場合、会員はお支払日を含む月の15日までに当社または当社支店に現金を持参して支払うものとします。
6. 当社が特に認めた場合には、請求月の月末までにご来店、または当社が指定する金融機関指定口座への振込みによる方法でお支払いいただきます。この際の振込み手数料は会員のご負担となります。

#### 第11条（支払額の充当方法）

会員からお支払いいただいた金額を、どの債務へ充てるかの順番は、次に挙げるほか、割賦販売法第30条の5のとおりといたします。

- (1) 優先順位は遅延損害金、手数料またはキャッシング利息、商品購入代金またはキャッシング利用額の順。
- (2) 遅延損害金は発生の早いものから。
- (3) 手数料またはキャッシング利息は、お支払日の早いものから。
- (4) 商品購入代金またはキャッシング利用額は、その手数料率または利率の高いものから。手数料率または利率が同じ場合は、発生の早いものから。

#### 第12条（期限の利益喪失）

1. 会員は次のいずれかの事由に該当した場合には、当然に、本規約に基づく債務について期限の利益を失い、当社および甲に対し直ちに債務の全額を当社および甲の指定する方法により支払うものとします。
  - (1) 支払期日にカード利用代金の支払いを遅滞したとき。ただし、第2章に記載する分割払い等ショッピングの場合には、支払いを遅滞し、甲から20日以上の相当な期間を定めて、その支払いを書面で催告されたにもかかわらずその期間内に支払わなかったとき。
  - (2) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
  - (3) 差押え、仮差押え、保全差押え、仮処分申立て、または滞納処分を受けたとき。
  - (4) 会員または会員の経営する会社が、破産、会社整理、特別清算、会社更生、民事再生の申立てをしたとき、また申立てを受けたとき。
2. 会員は次のいずれかの事由に該当したときは、当社および甲の請求により本規約に基づく債務についての期限の利益を失い、当社および甲に対し直ちに債務の全額を当社および甲の指定する方法により支払うものとします。
  - (1) 商品の購入が会員にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約ならびに連鎖販売個人契約を除く）となる場合で、会員が請求に対する支払いを怠ったとき。
  - (2) 商品の質入、譲渡、賃貸、その他当社および甲の所有権を侵害する行為をしたとき。
  - (3) 本規約の義務に違反したとき。
  - (4) 会員の信用状態が著しく悪化したとき。
3. カードキャッシングの代金を1回でも延滞した場合。ただし、利息制限法第1条第1項に規程する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとする。

#### 第13条（遅延損害金）

一括払いの場合、会員がカードショッピングの支払金を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、年14.56%（1年を365日とする日割り計算）を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

#### 第14条（費用の負担）

1. 会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払において発生する各種取扱手数料、消費税等の公租公課、または訪問集金費用、当社および

び甲が督促手続き・債権保全手続き等に要した費用、印紙代、お支払いに関する公正証書の作成費用、当社および甲からの返金に要する費用は、会員資格をなくされた後においても会員にご負担いただきます。

2. 会員からの要請に基づき、各種証明書を発行するときは、当社および甲所定の手数料をご負担いただきます。

#### 第15条 (利率等の変更)

本会員規約に規程する各種利率(年率)は、金融情勢の変化または相当の事由がある場合には、一般に行われる程度の変更ができるものとします。この場合、当社および甲が定める適用日のご利用残高および借入残高に対して、変更後の手数料率および利率が適用されることに異議ないものとします。

#### 第16条 (届出事項の変更)

1. 会員は、住所・氏名・電話番号・勤務先(連絡先)、支払預金口座等の届出事項を変更する場合には、速やかに当社所定の届出用紙により変更事項を届け出るものとします。
2. 会員は前項の届出を怠った場合、当社および甲から送付するカード・通知または書類等が延着し、または到着しなかった場合といえども、当社が、通常到着すべき時に会員に到着したものとみなすことに異議がないものとします。ただし、前項の住所等の変更を行わなかったことについて、止むを得ない事情がある時を除きます。

#### 第17条 (カードの紛失・盗難)

1. 会員は、カードの紛失・盗難にあった場合は、すみやかに最寄の警察署および当社にその旨を届け出るとともに、状況により当社所定の紛失・盗難届を提出するものとします。
2. 第1項のお届けがなく、他人にカードを利用された場合の損害は、会員のご負担となります。
3. 会員が届け出をされた場合は、当社が届出を受理した日の60日前以降に発生したものについては、次のいずれかに該当しない限り免責されるものとします。
  - (1) 会員が本規約に違反している状況において紛失・盗難が生じた場合。
  - (2) 会員の故意または重大な過失により紛失・盗難が生じた場合。
  - (3) 本条第1項の紛失の連絡を当社が受理した日の60日以前に生じた損害。
  - (4) 会員の家族・同居人・当社から送付したカードの受取人等による不正利用に起因する損害。
  - (5) 戦争や戦災等著しい社会秩序の混乱に乗じて紛失・盗難が生じた場合。
  - (6) カード裏面の署名欄に自署していない場合。
  - (7) 暗証番号の入力を伴う取引についての損害。
  - (8) 本条第4項の義務を会員が怠った場合。
  - (9) 紛失・盗難または、被害状況の届けが虚偽であった場合。
4. 会員が損害の補填を請求するときは、損害の発生を知ったときから30日以内に、当社および甲が損害の補填に必要と認める書類を当社および甲に提出し、当社および甲または当社の委託を請けた者が被害状況等の調査を行う場合、これに協力するものとします。

#### 第18条 (カードの再発行)

カードの紛失・盗難・破損等の場合により、会員がカードの再発行を希望したときは、当社が適当と認めた場合に限りカードを再発行します。ただし、カードの紛失・盗難の場合、会員は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。なお、再発行をしない紛失のみの一時紛失届については、会員とお約束した当社所定の期間に解除連絡がない場合で、再発行が適当と当社が認めた場合は、紛失再発行手続きに移行するものとします。

#### 第19条 (会員の都合による退会)

1. 本会員が都合により退会する場合には、本会員および家族会員のカードを添えて、書面により当社所定の届出をするものとします。なお、当社および甲に対する残債務がある場合は、その全額が完済された時点をもって退会したものとします。
2. 家族会員のみの退会の場合は、退会する家族会員のカードを添え、書面により当社所定の届出をするものとします。

#### 第20条 (お買上げ等の一時停止)

当社および甲は、会員が次の各号のひとつに該当した場合、会員に何等の通知をすることなく、カードのご利用によるお買上げ等を一時停止することができるものとします。

- (1) カード入会の申込みに際し虚偽の申込みがあったとき、その他当社

- および甲がカードの利用を不適格と認めたとき。
- (2) 支払期日にお支払いのないとき。本規約、個別の取引、その他の契約による債務の履行を1回でも遅延したとき。また、これらの規約・契約条項のひとつに違反したとき。
  - (3) 当社および甲または第三者に振出した約束手形、小切手、または引き受けをした為替手形を不渡りにしたとき。
  - (4) 支払停止、支払不能、または債務超過に陥ったとき。公租公課の滞納処分を受けたとき。強制執行、競売の申し立てがあったとき。破産・民事再生手続き開始等の申し立てを受け、または自ら申し立てたとき。
  - (5) 商品の質入、転売、その他通常の購入目的と異なる目的でカードを利用したとき。
  - (6) 信用状態が悪化したとき、またはその恐れがあると認められるとき。
  - (7) 電話および住所等、連絡先が不明になったとき。
  - (8) 決済口座が不備となったとき。

## 第21条 (会員資格の取消)

1. 当社および甲は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社および甲において会員として不適当と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。
  - (1) 会員が死亡したとき。
  - (2) 会員が当社および甲に対し、氏名、住所、勤務先、年取、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をしていたことが判明したとき。
  - (3) 会員が、第16条の届出事項の変更通知を怠ったとき。
  - (4) 本規約のいずれかに違反したとき。
  - (5) カードの利用代金・年会費等、当社および甲に対する債務の履行を怠ったとき。
  - (6) 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当または不審があると当社もしくは甲が判断したとき。
  - (7) カード発行後2ヶ月以内に預金口座振替の手続きが完了しないとき。
  - (8) カード発行当初より、または最終のお支払日より満2年以上、カードのご利用がないとき。
2. 会員の信用状態が悪化したと認められるとき。
3. 会員が反社会的勢力に該当するとき、または会員が当社および甲に対して暴力的な行為、脅迫的言動、不当な要求、または当社の信用を毀損、もしくは当社の業務を妨害する等の行為があったとき。  
反社会的勢力とは、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらを構成する構成員等を指し、今後一切の新たな取引をいたしません。
4. 会員は、会員資格を取消されたときは、速やかにカードを当社に返還し当社および甲指定の方法により残債務全額を支払うものとします。

## 第22条 (利用代金の優待割引)

1. ご指定金融機関の預金口座振替により、当社で購入され翌月一括でお支払いいただく場合は、利用代金総額(消費税および優待割引除外商品等を除く)から当社の規定に基づきご優待させていただきます。ただし、株主お買い物優待券など他の優待券との併用はできません。
2. ご優待割引のご利用につきましては一部除外品がございます。
3. 指定金融機関の預金口座振替を解約になったり、あるいは万一、第10条2項による引き落としができないときは、ご優待割引は適用されません。

## 第23条 (見本・カタログ等と現物の相違)

会員が見本・カタログ等により申込みをした場合において、引き渡された商品が見本・カタログ等と相違していることが明らかな場合は、速やかに会員は当社に商品の交換を申し出るか、または当該売買契約の解除をすることができるものとします。なお、売買契約を解除した場合は、会員は速やかに当社および甲に対してその旨を通知することとします。

## 第24条 (返品)

1. 返品(当社・高島屋グループで購入された商品に限る)は、当社および高島屋グループが認めた場合に限り購入店にてお引取りさせていただきます。
2. 返品をお受けする場合には、この返品商品について当社および高島屋グループでの販売金額を相互に確認のうえ、手続きさせていただきます。締切日以降の返品については、その返品相当額を返品月のご利用代金と相殺させていただきます。

## 第25条 (カード利用代金債権譲渡の承認)

会員は当社および甲が会員に対するカード債権を必要に応じ当社および甲の提携会社、またはその関連会社へ譲り渡し、また、譲り渡した債権を再び譲り受けることを承諾するものとします。商品の所有権は上記債権が譲渡されたことにより、譲受側に移転し売上債権完済まで譲受側に留保されることに会員は予め承諾するものとします。

#### 第26条（合意管轄裁判所）

会員は、本契約に係るカード取引について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または購入地、当社および甲の所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

#### 第27条（準拠法）

会員と当社および甲との本規約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

#### 第28条（規約の有効期間）

1. この規約の有効期間は特に定めのないものとし、第19条により会員が退会したとき、および第21条により会員が資格を喪失したときに終了するものとします。
2. 前項の場合でも、当社および甲に対する残債務を完済するまでの間は、この規約が適用されます。

#### 第29条（本規約の適用と規約の改定ならびに規約の承認）

1. 本規約は、会員と当社および甲との一切の契約関係に適用されます。
2. また、将来本規約を変更する場合は、当社は会員に変更事項を通知もしくは告知（変更日の30日前から、当社のカードカウンターまたはホームページに掲示する等）いたします。
3. 当社が変更内容を通知した後、もしくは告知した後、30日以上経過した後、会員がカードを使用した場合、または、退会の申し出がなかった場合は、変更事項を承認したものとみなします。

## 第2章〈株式会社日専連えひめとの特約事項〉

この第2章の会員規約は、株式会社日専連えひめとの特約を結ばれていない会員様には適用されません。

下記の分割払い等ショッピング・伊予鉄グループでのご利用・キャッシングサービスのご利用については、この第2章の特約が適用されます。

### 第1節 総則

#### 第30条（ご利用代金の支払い）

1. 甲はご利用代金について毎月末日に締切り、会員のお支払いは翌月からとなります。お支払い月の28日ないし翌月3日（以下、併せて「お支払日」という。金融機関休業日は翌営業日）に会員があらかじめ約定した甲指定の金融機関の預金口座から口座振替の方法により支払うものとします。本項は第2節から第4節のお取引に共通で適用されます。なお、ボーナス一括払い、ボーナス二括払いのお支払日は、所定のお支払月となります。
2. 本会員のご都合（残高不足等）により、支払期日に甲に支払うべき債務の口座振替等が出来ない場合、甲は、お支払日以降の日において、その一部または全部につき口座振替を行うことができるものとします。甲が金融機関に再度、口座振替を依頼したときは、会員は再振替手数料を支払うものとします。

#### 第31条（遅延損害金）

1. 会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、ショッピング利用代金の残金額に対し年5.97%（1年を365日とする日割り計算）、キャッシングサービスについては残金額（元本分）の全額に対し年19.94%（1年を365日とする日割り計算）を乗じた遅延損害金を支払うものとします。
2. 会員が支払いを遅延したとき（第1項の場合を除く）は、支払い期日の翌日から支払日に至るまで、当該支払金に対し年5.97%（1年を365日とする日割り計算）、キャッシングサービスについては当該支払金の元本分に対し、年19.94%（1年を365日とする日割り計算）を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

### 第2節 分割払い等ショッピングに関する事項

#### 第32条（総則）

1. 会員は、当社でカードショッピングをする際、分割払い（3～36回まで）、2回払い、ボーナス一括払い、ボーナス二括払いのいずれかの返済方

- 法（以下、併せて「分割払い等」といいます）を別途定める利用可能枠を限度として選択することができます。会員は、甲が認めた場合を除き、分割払い等利用可能枠を超えてカードをご利用いただけません。
2. 分割払い等ショッピングの利用可能枠は、別途甲が審査し決定するものとします。この利用可能枠には、伊予鉄グループでのご利用も含まれます。
  3. 会員がローズカードと、甲が発行するカードの複数枚の貸与を受けた場合、全てのカードの各利用可能枠（1回払い・分割払い等・キャッシング）合計は、会員が保有するカード枚数にかかわらず、会員ごとに甲が定める限度枠（総合与信枠）を超えることはできません。
  4. 甲は、第2項・第3項とは別に、割賦販売法に定める「包括支払可能見込額」を超えない範囲で別途審査のうえ総利用可能枠・分割払い等利用可能枠（同法による「割賦枠」）を定める場合があります。
  5. 会員が第1項の返済方法により当社から購入した商品の所有権は、会員の甲への支払金が完済されるまで当社および甲に留保されるものとします。

### 第33条（分割払いにおける早期完済の特約）

分割払いにおいて、会員が当初の契約のとおり分割払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金を一括して支払ったときは、会員は78分法または、それに準ずる甲所定の計算方法により算出された期限未到来の手数料を甲に請求できるものとします。

### 第34条（代金の返済方法）

分割払い等の支払金額、支払期間、手数料等は以下のとおりとします。

#### (1) 3回～36回の分割払い。

分割支払金の支払は、下記の条件の内から会員がカード利用の都度指定するものとします。ご利用代金に下記の分割払手数料を加算した金額が支払総額となり、月々の分割支払金は、支払総額を支払い回数で除した金額となります。1回の支払金額は10円単位とし、端数が発生した場合は初回に算入するものとします。支払期間・手数料は下記の通りとします。

支払回数(回)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間(ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
手数料の料率 実質年率(%)	8.90	11.90	10.20	10.80	10.90	10.30	9.90	10.00	10.20	9.70	9.30
ご利用代金 100円当りの 分割払い手数料 の額(円)	1.5	3.0	3.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	11.0	13.0	15.0

例：現金価格10万円・10回均等分割払い（頭金なしの場合）

分割手数料 100,000円×(5.0/100円) = 5,000円

支払総額 100,000円 + 5,000円 = 105,000円

分割支払金 105,000円 ÷ 10回 = 10,500円

会員は手数料が金融情勢等の変動によって変更されることに異議ないものとします。

#### (2) 1回払い・2回払い・ボーナス一括払い・ボーナス二括払い。

(イ) 1回払いは、締切日の翌月のお支払日に全額一括してお支払いいただきます。手数料はかかりません。第3節の伊予鉄グループでのご利用が対象です。

(ロ) 2回払いは、ご利用額の半額（ご利用額の1円単位部分は初回分に算入）につき、それぞれ締切日の翌月・翌々月のお支払日にお支払いいただきます。手数料はかかりません。

(ハ) ボーナス一括払いは、お支払い月のお支払日に全額一括してお支払いいただきます。手数料はかかりません。

(ニ) ボーナス二括払いは、ご利用額の半額（ご利用額の1円単位部分は初回分に算入）につき、それぞれお支払い月のお支払日にお支払いいただきます。手数料は、ご利用金額の3%で、2回目のお支払い時にご利用金額の半額に加算してお支払いいただきます。

支払方法	1回払い	2回払い	ボーナス一括払い	ボーナス二括払い
手数料率(%)	なし	なし	なし	3%

(※) お取扱い期間  
ボーナス一括払い

ボーナス二括払い

	取扱い期間	お支払月	お支払月		
			取扱い期間	1回目	2回目
夏のボーナス	12/1～6/30	8月	夏期(12/1～6/30)	8月	12月
冬のボーナス	7/1～11/15	12月	冬期(7/1～11/30)	12月	8月

### 第 35 条 (商品の引取りおよび評価充当・支払停止の抗弁)

1. 会員が第 12 条により期限の利益を喪失したときは、甲は留保した所有権に基づき、商品を引き取ることができるものとします。
2. 会員は、甲が前項により商品を引き取った場合、会員と甲が協議のうえ決定した相当な価格をもって、本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じた場合には、会員は甲との間で直ちに清算するものとします。
3. 支払停止の抗弁
  - (1) 会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、甲に対する支払いを停止することができるものとします。
    - ① 商品の引き渡し、権利の移転又は役務の提供（権利の行使による役務の提供を含む。以下同じ）がなされないこと。
    - ② 商品等に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。
    - ③ その他商品の販売又は役務の提供について、当社等に対して生じている事由があること。
  - (2) 甲は、会員が(1)の支払いの停止を行う旨を甲に申し出た時は、直ちに所要の手続きをとるものとします。
  - (3) 会員は、(2)の申し出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、当社等と交渉を行うよう努めるものとします。
  - (4) 会員は、(2)の申し出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこと）を甲に提出するよう努めるものとします。又、甲が上記の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
  - (5) 上記(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
    - ① カードの利用が割賦販売法の適用をうけないとき。
    - ② カードの利用が割賦販売法の適用をうける場合であっても、売買契約等が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当するとき。
    - ③ 1 回のカード利用に係わる支払総額が 4 万円に満たないとき。
    - ④ 会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき。
    - ⑤ 上記(1)の①～③の事由が会員の責めに帰すべきとき。

## 第 3 節 伊予鉄グループでのご利用に関する事項

### 第 36 条 (総則)

伊予鉄グループでご利用いただけるカード利用可能枠は第 32 条 2 項の分割払い等利用可能枠の範囲内に含まれ、ご利用分は甲からの請求となります。

### 第 37 条 (カードご利用代金の精算)

お支払いは 1 回払いのみです。ご利用代金の締め切り・お支払日等は、第 30 条 1 項を適用するものとします。

### 第 38 条 (カードの利用範囲)

カードが利用できる範囲は以下のとおりとします。

1. 伊予鉄道株式会社・伊予鉄タクシー株式会社等の指定交通乗車ご利用運賃。
2. 当社が指定する伊予鉄グループ等の施設・店舗等でのご利用。

### 第 39 条 (特典・サービス)

会員は、伊予鉄グループ各社等の規定により付与された特典・サービスがある場合、その適用を受けることができます。なお、その特典サービスの内容は予告なく変更、改定または廃止する場合がありますをあらかじめ了承するものとします。

## 第 4 節 キャッシングサービスに関する事項

### 第 40 条 (キャッシングサービスの利用)

1. 会員は、ショッピングとは別に、甲と提携する ATM 等でキャッシングサービス（以下、キャッシングといいます）を受けることができます。
2. 甲が認めた会員のみがそのサービスを受けることができます。
3. キャッシングの利用可能額は、会員からの融資ご利用希望額を基に甲が審査し決定した額とし、カード送付台紙及びキャッシング利用時の明細書にてご通知いたします。会員がローズカードと、甲が発行するカードの複数枚の貸与を受けた場合、全てのカードキャッシング利用可能

枠合計は、会員が保有するカード枚数にかかわらず、会員ごとに甲が定める限度枠（キャッシング枠および総合与信枠）を超えることはできません。ただし、各カード当りの、利用可能枠は各カードに定められた額を限度とします。融資残高が利用可能額を超えない範囲で繰り返しご利用できます。なお、20歳未満の方は、キャッシングをご利用することができません。

4. キャッシングの利用可能枠を増額の場合は、会員の希望を確認後に対応し、減額については本人に通知するものとします。
5. 会員が、次のいずれかに該当した時は、第9条・第21条とは別に甲は、会員に通知することなくカードの利用を停止することがあります。
  - (1) 貸金業法または日本貸金業協会自主規制規則に基づく収入証明の徴求依頼を拒否した場合
  - (2) 会員の利用可能枠、甲との他の契約に基づく借入残高、および他の貸金業者からの借入残高の合計が、給与およびこれに類する定期的な収入の合計額の三分の一を超えた場合
  - (3) その他甲が会員として不適当と判断した場合
6. 会員は、会員の要請により貸金業法に定める交付書面の再発行を受けたときは、当社所定の書面再発行手数料を支払うものとします。
7. 会員は、甲の提携金融機関等のATM等をご利用の場合、甲に対し甲所定の利用手数料を支払うものとします。利用手数料は、翌月1回払いにてお支払いいただきます。

#### 第41条（キャッシングの返済方法と返済金額）

1. キャッシング利用額（以下、利用額といいます）の単位は、1万円とします。
2. 返済方法は残高スライド定額リボルビング方式です。
  - (1) 残高スライド定額リボルビング方式の毎月の返済額は、毎月10日締め後の残元金を当月の残高として、下記残高区分に応じた元利金を毎月の返済額とします。

※（残高スライド定額リボルビング方式による、元利金の毎月返済額）

当月の残高	10万円以下	10万円超～20万円以下	20万円超～30万円以下	30万円超～40万円以下	40万円超～50万円以下
毎月の返済額	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円

(2) 返済金額は、返済元金と本条第3.4項による利息、および延滞が発生した場合に第31条による遅延損害金を合計した金額とします。

3. キャッシングの利率および利息計算

支払方法	利率 (実質年率)	利息計算方法 (1年を365日とする日割り計算)
残高スライド定額リボルビング方式	17.95%	利用残高×17.95%×経過日数÷365日

(遅延損害金 年率 19.94%)

4. 利息は、前回お支払後の利用残元金に対し、お支払日の翌日から次回のお支払日までの日割り計算による金額となります。なお、新規利用は、利用日の翌日から翌月28日ないし翌々月3日までの日割り計算による金額が加算されます。

(返済例)

- 4月21日に、200,000円のご利用で、お支払日28日のケース
  - ・ 支払総額 249,272円（元金 200,000円 + 利息 49,272円）
  - ・ 返済期間回数は 36ヶ月・36回  
（10,000円×14回、5,000円×21回、4,272円×1回）

※ 返済期間・返済回数は利用残高および方式に応じ、返済元金と利息を完済するまでの回数・期間となります。

5. なお、第45条に基づき「ご利用代金明細書（ご請求書）」に記載された返済期間・返済回数・返済期日・返済金額は本書面交付後の会員の新規利用または返済により変動します。（50万円ご利用時、最終ご利用後最長58ヶ月・58回払い）

#### 第42条（支払債務の充当順序）

- (1) 会員のお支払いいただいた金額が本規約およびその他の契約に基づき当社および甲に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、特に通知なくして、甲が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務に充当しても異議ないものとします。ただし、会員がお支払いの際に、充当順序、方法を指定した場合はこの限りではないものとします。
- (2) 会員は甲に対し複数の債務を背負っている場合に支払債務の順序、方法を指定するにあたっては、まず期限の到来している債務の費用、利息、遅延損害金および元金に充当しなければならないものとします。

### 第43条（繰上げ返済）

繰り上げ返済については、約定支払日前に、借入の残総額および一部を支払うことができます。なお、その際は事前にご連絡いただき、支払うべき金額をご確認のうえ、当社指定の口座への振込み・指定窓口へのご持参等にてのご返済となります。

### 第44条（勧誘一貸付の契約に関する説明）

1. 本条の勧誘とは、貸付の条件を表示、または説明する働きかけ行為です。
2. 会員は、第47条2項の目的で、当社が勧誘に関し当該個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申し出ができるものとします。
3. 前項の申し出があった場合、甲は、会員の希望する期間（希望する期間が確認できない場合は、少なくとも3ヶ月間）商品について宣伝物・印刷物等の営業案内の利用を停止する措置をとります。但し、ご利用代金明細書（ご請求書）に同封される印刷物は除きます。

### 第45条（ご利用代金明細書（ご請求書）記載の同意）

会員は、キャッシングサービスを利用した場合、貸金業法第17条第1項及び第18条第1項の書面交付に代えて、甲が前月1日から末日までの貸付及び前月1日から当月10日までの弁済その他の取引状況を記載した「ご利用代金明細書（ご請求書）」を郵送その他甲所定の方法により交付すること、貸付の際に記載事項を簡素化した書面を交付することについて、同意したものとみなします。

## 第5節 その他事項

### 第46条（準用規定）

分割払いショッピング、伊予鉄グループでのご利用ならびにキャッシングサービスに関する事項に記載なき場合は、一般条項ならびに一括払いに関する事項を準用するものとします。

## 第3章〈個人情報の収集・保有・利用・提供（預託）に関する同意事項〉

### 第47条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

会員等は当社および甲が会員等の個人情報（本条第1項に定めるものをいいます）につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意するものとします。

1. 当社および甲が、以下の個人に関する情報（以下、「個人情報」といいます）を取得・保有し取引の与信判断および与信後の管理のために利用すること。
  - (1) 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および第16条に基づき届け出た事項。
  - (2) 入会申込日、入会承認日、利用可能枠等、会員等と当社および甲の契約内容に関する事項。
  - (3) 会員等の契約番号、支払開始後の利用残高、月々の返済状況。
  - (4) 会員等の支払能力、または支払途上における支払能力を調査するため、会員等が入会申込時に届け出た収入・負債等、当社および甲が収集したクレジット利用支払履歴および過去の債務の返済状況。
  - (5) 官報や電話帳等一般に公開されている情報。
  - (6) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認書類の記載事項（当社および甲が会員等の運転免許証・パスポート等の記載内容を確認し記録すること、または写しを入手することなどにより得た情報をいいます）。
  - (7) 会員等または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した住民票等公的機関が発行する書類等の記載事項。
  - (8) 各取引に関する会員等の支払能力を調査するため、会員等の、源泉徴収表・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に取得した情報。
2. 当社および甲が、以下の目的のために、本条第1項(1)(2)(3)(4)の個人情報を利用すること。ただし、会員が本条第2項(1)・(2)の各種ご案内について中止を申し出たとき、当社および甲は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へご連絡ください）
  - (1) カードの機能および、付帯サービスに関する情報の案内。
  - (2) 当社および甲が提供する商品情報・生活情報・アフターサービス・各種ご優待の案内または、貸付の契約に関する勧誘。
  - (3) 当社および甲のクレジット事業における取引上の判断
3. 当社および甲と個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下、「共同利用会社」といいます）が会員に共同利用会社の商品情報・生活情報の案内および販売商品等に関する連絡を行うために、当社が個人情報のうち第1項(1)(2)(3)の個人情報を提供し、共同利用会社

がこれを利用すること（共同利用会社は本規約末尾に記載のとおりです）今後、新しい共同利用会社を追加する場合は、別途ご案内いたします。

4. 当社および甲が与信後の管理の一部または全部を委託するために、本条第1項により収集した個人情報を当該委託先に提供し、当該委託先がこれを利用すること。与信後の管理業務の一部についての委託先は以下のとおりです。なお、委託先の追加、変更があるときは別途ご案内いたします。

株式会社ヒューマンプラス ☎ 03-3524-2222

〒104-0061 東京都中央区銀座7-13-6 サガミビル7階

ニッテレ債権回収株式会社 ☎ 03-3769-4611

〒108-0023 東京都港区芝浦3-16-20 芝浦前川ビル

シー・シー・シー債権回収株式会社 ☎ 03-3222-0490

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-6-9DIKビル

5. 前項に定める他、当社および甲の業務を第三者に委託するために、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に委託すること。
6. 当社および甲は第19条または第21条により会員資格が喪失した者の個人情報を一定期間保有するものとします。

#### 第48条（個人信用情報機関の利用および同意）

1. 本会員および本会員として申込まれた方（以下併せて「本会員等」という）は、当社および甲が利用・登録する個人信用情報機関「個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟会員」という）に対する当該情報の提供を業とする者。」について以下のとおり同意するものとします。
  - (1) 本会員等は、当社および甲が加盟する個人信用情報機関（以下、「加盟個人信用情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下、「提携個人信用情報機関」といいます）に照会し、本会員等の個人情報（同機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含む）が登録されている場合には、割賦販売法および、貸金業法等により、本会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、当社および甲がそれを信用取引上の判断（与信判断のほか与信後の管理を含む）のため利用すること。
  - (2) 本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟個人信用情報機関に下表に定める期間登録されることで、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（割賦販売法および貸金業法等により、支払能力・返済能力の調査）のために利用されること。
  - (3) 本会員等は、当社および甲の加盟する個人信用情報機関に登録されている本会員の個人情報に係る開示請求または、当該情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立てを同機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。
2. 加盟個人信用情報機関、これらに登録する情報、および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とします。なお、当社および甲が新たに個人信用情報機関に加盟するときは、書面その他の方法により通知し、同意を得るものとします。

#### 第49条（個人情報の開示、訂正、削除）

1. 会員等は当社および甲、共同利用会社および加盟個人信用情報機関に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
  - (1) 当社および甲および共同利用会社への開示請求：本規約末尾に記載の当社および甲および共同利用会社の相談窓口へご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社および甲の窓口等で常時掲示によってもお知らせしております。
  - (2) 加盟個人信用情報機関への開示請求：本規約末尾に記載の各加盟個人信用情報機関へご連絡ください。
2. 万一登録内容が正確または誤りであることが判明したときは、当社および甲および共同利用会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

#### 第50条（個人情報の取扱いに関する不同意）

当社および甲は会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望しないとき、または本規約に定める個人情報の取扱いについて承諾できないときは、入会をお断りすることや、会員資格を取消することができるものとします。なお、第47条第2項に定める当社および甲の営業案内に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや会員資格を取消することはありません。

（本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へご連絡ください）

## 第51条（入会申込みの事実の利用）

当社および甲が入会を承諾しない場合であっても入会申込みをした事実は、承認をしない理由の如何を問わず、第47条および第48条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

### 【本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです】

#### 〔共同利用会社 高島屋グループ〕

- 株式会社高島屋 ☎ 06-6631-1101  
〒542-8510 大阪府中央区難波5丁目1番5号
- 株式会社高崎高島屋 ☎ 027-327-1111  
〒370-8565 群馬県高崎市旭町45番地
- 株式会社岐阜高島屋 ☎ 058-264-1101  
〒500-8525 岐阜県岐阜市日ノ出町2丁目25番地
- 株式会社岡山高島屋 ☎ 086-232-1111  
〒700-8520 岡山県岡山市本町6番地40
- 株式会社米子高島屋 ☎ 0859-22-1111  
〒683-0812 鳥取県米子市角盤町1丁目30番地
- 株式会社ジェイアール東海高島屋 ☎ 052-566-1101  
〒450-6001 名古屋市中村区名駅1丁目1番地4号
- 高島屋クレジット株式会社 ☎ 03-3246-4572  
〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目4番地1号

#### 〔共同利用会社 伊予鉄グループ〕

- 伊予鉄道株式会社 ☎ 089-948-3222  
〒790-0012 愛媛県松山市湊町4丁目4-1  
ホームページアドレス <http://www.iyotetsu.co.jp/index.html>
- 伊予鉄タクシー株式会社 ☎ 089-948-3152  
〒790-0053 愛媛県松山市竹原2丁目3-15  
ホームページアドレス <http://www.iyotetsu.co.jp/taxi/>
- 株式会社伊予鉄会館 ☎ 089-948-3454  
〒790-0004 愛媛県松山市大街道3丁目1-1  
ホームページアドレス <http://www.iyotetsu.co.jp/kaikan/>
- 伊予鉄不動産株式会社 ☎ 089-948-3192  
〒790-0807 愛媛県松山市平和通1丁目1-1  
ホームページアドレス <http://www.iyotetsu.co.jp/fudosan/>
- 伊予鉄オート株式会社 ☎ 089-976-1583  
〒790-0924 愛媛県松山市南久米町241-1  
ホームページアドレス <http://auto.iyotetsu.co.jp/>
- イヨテックターサービス株式会社 ☎ 089-947-3800  
〒790-0011 愛媛県松山市千舟町4丁目5-2  
ホームページアドレス <http://www.iyoics.jp/>
- 株式会社伊予鉄トラベル ☎ 089-941-1744  
〒790-0004 愛媛県松山市大街道3丁目1-1  
ホームページアドレス <http://travel.iyotetsu.co.jp/>
- 伊予鉄南予バス株式会社 ☎ 0894-22-3200  
〒796-0031 愛媛県八幡浜市江戸岡1丁目9-2
- 愛媛日野自動車株式会社 ☎ 089-971-4111  
〒791-8036 愛媛県松山市高岡町342

### 【本規約に定める加盟個人情報情報機関は以下のとおりです】

#### 〔加盟個人情報情報機関〕

株式会社シー・アイ・シー（CIC）

ホームページアドレス <http://www.cic.co.jp>

※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記ホームページをご覧ください。

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階  
お問合わせ先 0120-810-414

※(株)シー・アイ・シーは、割賦販売法・貸金業法の規定に基づく指定  
個人情報機関です。

〔登録される情報とその期間〕

項目	株式会社シー・アイ・シー(CIC)
①本契約に係る申込みをした事実	個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間

(登録される情報)

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報および契約者に配偶者がある場合の当該の婚姻関係に関する情報等、契約の種類、契約日、契約額、極度額、貸付額、保証額、商品名、およびその数量、支払回数・期間等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、債務の支払を延滞した事実、完済等のその返済情報。

〔CIC が提携する個人信用情報機関〕

本規約に定める提携個人信用情報機関は以下のとおりです。

- ①全国銀行個人信用情報センター  
〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1  
お問合わせ先 03-3214-5020  
ホームページアドレス <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>  
※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
- ②株式会社日本信用情報機構  
〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-1 神田進興ビル  
お問合わせ先 0120-441-481  
ホームページアドレス <http://www.jicc.co.jp/>  
※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

〔お問合せ・ご相談窓口〕

伊予鉄高島屋・高島屋グループでの一括払いショッピングに関するお問合せ・ご相談

〈株式会社 伊予鉄高島屋〉

〒790-8587 愛媛県松山市湊町5丁目1番地1 ☎089-948-2111(代)  
ホームページアドレス <http://www.iyotetsu-takashimaya.co.jp>

伊予鉄高島屋での分割払い・伊予鉄グループでのカード利用・キャッシングサービスのお問合せ・ご相談

〈株式会社日専連えひめ〉

〒790-0004 愛媛県松山市大街道1丁目1-8 ☎089-921-1000(代)  
登録番号四国財務局長(8)第00051号  
日本貸金業協会会員 第001915号  
四国経済産業局長 四国(包)第10号  
ホームページアドレス <http://www.nissenren-ehime.co.jp>

※株式会社日専連えひめとの特約を結ばれていない会員様につきましては、共同利用会社、加盟信用情報機関、お問合せ・ご相談窓口について、適用されない項目がございます。

●販売除外品目

商品券類、切手・印紙・はがき、金・銀・白金等の地金、メーカー発行のギフト券(ビール券・図書カード)、テレホンカード、前売券、遊具施設、その他いよてつ高島屋が指定するもの

株式会社 伊予鉄高島屋

〒790-8587松山市湊町5丁目1番地1  
TEL(089)948-2111